

第3章

評価結果の活用

3.1 国別評価

インドネシア国別評価	59
スリランカ国別評価	60
中国国別評価	61
モンゴル国別評価	62
チュニジア国別評価	63
ニカラグア国別評価	64

3.2 重点課題別評価

「成長のための基礎教育イニシアティブ（BEGIN）」に関する評価	65
「TICADプロセスを通じた対アフリカ支援の取組」の評価	66

3.1 国別評価

外務省では、第三者評価により出された提言に対し、対応策を協議し、フォローアップを行っています。ここでは、2008年度経済協力評価報告書に掲載された2007年度実施の第三者評価における提言に対する主な対応策のフォローアップ状況を一部抜粋し紹介します。なお、フォローアップ状況の全体については外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html>）に掲載し公表しております。提言の中には、直ちにに対応できるものもあれば、十分な議論・検討が必要な提言もありますが、いずれもODAの改善に向けた貴重な指針となっています。

インドネシア国別評価

政策協議 - 包括的な政策協議の必要性 -

提言	オールジャパンで日本の援助の「選択と集中」の在り方を再検討したうえで、インドネシア政府と包括的な政策協議を実施すべきである。現在、実施されている両国間の定期的な政策協議は、有償資金協力における新規案件形成の過程での年次協議や実施モニタリングに限られている。無償資金協力や技術協力については毎年の要望調査を通じた、個別案件の妥当性という観点からの協議にとどまっている。各スキームをこえて包括的に中長期の開発ビジョンについて政策対話を行い、両国間で考え方を共有することは重要である。
フォローアップ	2008年3月、インドネシアから国家開発企画庁関係者、日本から外務省、在インドネシア大使館、財務省、JICA（当時）、JBIC（当時）関係者が出席し、日インドネシア経済協力政策協議を実施した。日本の対インドネシア経済協力等について、個別案件の協議にとどまらず、包括的な協議を行い、中長期の開発ビジョンを両国関係者で共有することができた。今後とも提言を踏まえ、こうした取組を実施していく。

政策協議・モニタリング体制の強化

- 無償資金協力、技術協力といったグラント支援における政策協議・モニタリング体制の強化 -

提言	CGI（インドネシア支援国会合）解散後の援助調整メカニズムとして、インドネシア政府は自らの主体性のもとで課題ごとに政策枠組みを作成し、その枠組みに沿って援助を動員したい意向をもっており、グラントを中心とするドナーと協議を始めている。プロジェクトは排除されないが、無償資金協力や技術協力においては、従来以上に政策協議を強化することが求められる。特に技術協力については、政策支援型プログラム・ローンとの連携、官民パートナーシップ（PPP: Public Private Partnership）の制度枠組みづくり等に積極的にいかかわっていくのであれば、なおさら政策協議・モニタリング体制の強化が重要になる。
フォローアップ	・無償資金協力及び技術協力の支援額が減少傾向にある。これは、予備調査段階での実施中止や内容の大幅修正に伴う遅延があったことも偶発的な原因として挙げられるが、より根本的には、マルチドナー基金を含む他ドナーとの競合の中で、良質案件の形成のための体制の不十分さに起因する可能性がある。引き続き、インドネシア政府との政策協議・モニタリングの強化に努め、現地ODAタスクフォースとの議論を行っていく。 ・技術協力の案件形成等については、政策支援型プログラム・ローンとの連携に重点を置いて実施した。気候変動対策分野ではアドバイザー＆モニタリングチームによる政策マトリクス・執行体制のモニタリングの体制構築が図られた。また政策マトリクスと関連する技術協力も今後形成予定である。

官民連携 - 政策支援型プログラム・ローンに対するモニタリング体制の強化 -

提言	プログラム・ローンはプロジェクト・ローンに比べてモニタリングがしにくく、ファンジビリティ（流用可能性）が高いという側面もある。国民への説明責任を念頭において、日本として、プログラム・ローンの実効性と透明性を高めるための協力やモニタリング体制を強化する必要がある。
フォローアップ	2008年8月、気候変動対策プログラム・ローンを供与した。2009年7月現在、合計3回の運営委員会を開催し、対象政策の達成状況に関する定期的なモニタリングを実施した。その際更なる強化を意識しつつ議論を行い、インドネシア政府に対し、必要な政策提言を行った。
提言	資金の透明性を確保するためには、インドネシアの会計監査報告の確認、世界銀行やADBとの連携を通じた公共財政管理の改善支援等に現地から引き続き取り組んでいくべきである。
フォローアップ	・世銀やADBと協調融資を行っている開発政策借款（DPL）では、恒常的にモニタリング、対話を実施している。 ・また、特に円借款業務のうち、一定規模以上の調達にはJICAが確認、小規模調達やスペシャル・アカウントの支出についてもインドネシア政府の検査庁の監査義務付けを継続している。

多様な関係者 - 現地コンサルの活用 -

提言	多くのインドネシア政府関係者から、日本のコンサルタントの高コスト改善、ローカルリソースの活用について強い要望が出された。高度な技術が必要としない事業へのインドネシア人専門家、コンサルタントをより積極的に活用していくことが望まれる。
フォローアップ	技術協力事業においては適切な範囲でローカルコンサルタントの活用を図った。

スリランカ国別評価

国別援助計画 -「人間の安全保障」を軸に据えた「選択と集中」-

提言	現行の国別援助計画は、重点セクターの下にかなり幅広いサブセクターを挙げ、やや総花的になっており、重点セクターの下でのサブセクターの優先度が見えにくくなっている部分もある。今後ODAが削減される状況の中で、国別援助計画の改定に当たっては、人間の安全保障の実現を軸に据えた「選択と集中」、つまり、重点セクター目標の達成にはどのサブセクターが重要で効果的か、トップドナーとしての日本の立ち位置、日本のこれまでの援助実績・比較優位等を考慮して、サブセクターの選択もしくは優先度付けをする必要がある。
フォローアップ	スリランカ政府の開発優先分野、ニーズに沿った案件採択に努めるとともに、協力プログラムについても必要に応じて見直しを行い、効果的かつ効率的な支援の実施を図っている。また、北部・東部の情勢を踏まえながら、地雷除去、IDP(国内避難民)支援等緊急性及びニーズの高い案件を優先するよう努めてきた。一方、25年にわたる紛争による影響はあまりにも大きく、開発ニーズがあらゆるセクター及びあらゆるサブセクターにわたっているのも事実であり、引き続き緊急性、重要性等を十分踏まえ、適切な案件の選定・実施に努めたい。

国別援助計画 -より直接的・短期的な「平和の定着」支援の拡充-

提言	より直接的・短期的な「平和の定着」について、日本はこれまで多くの成果を上げてきたことから、これを今後も拡充すべきである。具体的には、①紛争下の人道支援・緊急救援や②紛争後の地雷除去やIDPの支援等の復興支援の継続と拡充が重要である。
フォローアップ	日本は、平和の定着に向けた支援として、スリランカ北部のIDPを含む紛争の影響を受けた人々に対し、国際機関を通じた緊急無償資金協力や国際平和協力法に基づく物資援助、国際NGOを通じた地雷除去支援等の緊急・人道支援を実施してきている。東部については、人道支援に加え、復旧支援を実施し、平和の定着を後押ししてきた。また、国際機関を通じ、生活・社会環境の改善のための支援、ガバナンス分野の支援等を実施してきている。

援助政策策定プロセス -アジアとアフリカをつなぐ南南協力の拠点化-

提言	スリランカの進んだ社会開発を1つのモデル(スリランカ・モデル)として、その地理的条件をいかして、アジアとアフリカをつなぐ社会開発の南南協力の拠点とするための一層の支援も重要である。
フォローアップ	これまで保健医療分野において南南協力にも貢献してきており、「アジア-アフリカ知識共創プログラム(AAKCP)」として、保健医療分野における病院管理のための対アフリカ協力を実施した(第1次はアフリカ8か国、第2次は仏語圏アフリカ4か国を対象)。今後も南南協力については、可能な範囲で検討していく。

政策実施プロセス -ドナー協調-

提言	日本は「人間の安全保障」をODAの基本理念とし、その推進のための援助政策及び実施における方向性、考え方をスリランカ開発復興に関わる他のドナーに周知し、正しい理解を促していくためのより一層の努力が必要であり、トップドナーとして、ドナー調整におけるリーダーシップをとり、ドナーコミュニティの中でのプレゼンスを高めていくことが必要。
フォローアップ	世銀、ADBとの定期的な意見交換や、北部支援にむけたUNHCRとの協力関係の強化等、他ドナーとの連携を強化してきた。スリランカ政府のみならず、ドナー・コミュニティの中でもトップドナーである日本への期待は高く、既にプレゼンスは相当程度高いと思われるところ、更に有効かつ迅速な連携を目指した関係構築に努める。

政策実施プロセス -NGOとの連携強化-

提言	NGOとの連携については、今後以下の点に留意することが重要。①現地NGOとの協議会等更なる連携推進のための方策の充実。②NGOによる効果的な支援のための援助スキームの改善。③NGOとのより戦略的な連携。日本側関係機関においても、NGO/CBOの情報を蓄積し、日本の援助計画全般の中でのNGOの役割を位置付け、団体の能力に応じた事業連携を提案する等の体制整備が必要である。
フォローアップ	在外公館においてはNGO連絡調整会議を年数回開催し、情報・意見交換を行っているほか、NGOが現地で調査・事業を行う際などには個別にも適宜意見交換を行っている。また、外務省においては、連携推進委員会等でのNGOとの意見交換内容を踏まえ、平成21年度日本NGO連携無償資金協力申請の手引きを改善した。さらに、日本NGO連携無償等を通じてNGOが行うIDPやその再定住支援を積極的に支援している。

中国国別評価

対中経済協力 -重点分野に絞り込んだ協力の継続-

提言	現行の対中経済協力計画では、策定当初、6つの重点分野が挙げられていた。しかし新ODA大綱、中期政策の策定及び中国の順調な開発状況等にかんがみ、重点課題は、無償資金協力については①環境、感染症等日中両国国民が直面する共通の課題の解決に資する分野、②日中両国の相互理解、交流の増進に資する分野に絞り込まれた。技術協力については、これらに加え、市場経済化や国際ルールの順守、良い統治の促進、貧困克服に資する案件を中心に実施されてきている。絞り込まれた重点分野の中で協力効果をあげるために様々な工夫が取られ、各分野に関連した案件を複数実施することで、高い相乗効果が得られてきた。今後も「選択と集中」による案件選択を継続し、協力成果の拡大を図ることが重要である。
フォローアップ	具体的には、重点課題、協力プログラムの見直しを図り、課題数(9→8)プログラム数(13→10)の絞り込みを行った。また、「感染症」プログラムに関し、中央政府の課題対応能力および現場の執行能力の向上を図るため、協力準備調査にもつき4案件を新たに形成した。

案件形成・実施体制 -中国の速い変化に対応し得る柔軟な案件形成・実施体制-

提言	今回の評価調査で、日本の協力の弱点として中国側より何度も指摘されたのが、他のドナーに比べると案件形成が遅く実施体制が柔軟性に欠けることであった。具体的な指摘があった中から、①要望調査の通年化、②プロジェクト発足後の変更に関する手続きの簡略化については早急に対応が検討されるべきである。また、草の根無償などのように小規模の案件については、在外機関が案件採択を行うことも検討に値する。
フォローアップ	・要望調査については、2008年度より、無償資金協力の要請を随時受け付けることと(通年化)した。また、スキームにかかわらず、政策的な重要性の高いもの(気候変動等)についても通年受付可能とした。 ・事業開始後の設計変更については、従来より被援助国側と協議の上柔軟に対応してきているが、新JICAの発足にあわせ、例えば工期の延長にもより柔軟に対応可能な制度とするとともに、手続きの簡素化も既に行う等、様々な制度改善を行った。 ・草の根・人間の安全保障無償については、現地ニーズへの的確な対応や援助の迅速性の観点から、年度中に在外公館において案件選定を行う仕組みを構築しているが、一方、適正な予算執行の確保及び統一的なスキーム運用の観点より、外務省が承認する形をとることとしている。

新たな連携体制の検討 -情報の集約化と提供-

提言	最初に着手すべきことは、情報の集約化と提供である。どのような主体がどこで、どのような協力を行っているのかについて、まずは基本的な情報収集・整理を行い、それを情報提供していく。これが、連携の鍵となる。協力主体の連携が、より大きな協力効果の実現に繋がるであろう。JICA・JBICの統合というタイミングは、これまでの対中経済協力の情報整理を行う、良い機会である。
フォローアップ	四川大地震復興支援に関するドナー会合や中国側主催のドナー現地視察会への参加、感染症対策や法制度整備など重点分野を中心とした他ドナーとの情報交換、分野を特定しない主要ドナー会合への参加等、現地ODAタスクフォースとして取り組んでいる。このように様々な機会に他ドナーとの情報共有等を行うことにより、連携の促進や支援重複の回避などに努めている。

広報 -広報活動の強化-

提言	中国国内での広報については、現地の大使館、実施機関を中心として様々な工夫がされている。この努力をさらに継続し、対象者を絞った広報、日本の協力の全体像(スキーム別ではなく)が一目でわかる資料づくり等、広報対象や目的を明確にした広報の展開が期待される。JICA・JBICの統合は、対中経済協力の広報活動強化の側面からも、良い機会となる。
フォローアップ	・JICA事業を実施する中でのトピックや中国側関係者の声を掲載したニュースレターを中文・和文で毎月発行し、メールにより日中双方のメディア、帰国研修員・留学生、中央・地方関係機関、関心のある有識者に配信するなど、発信強化に努めている。 ・四川大地震等メディアの関心の高いトピックに関しては、事務所員が番組のインタビューに答える等の形で積極的に取材に協力し、また各種イベントの際には事前にプレスリリースして取材を促進してきた。 ・従来より、人民網には協力隊員のコラムを日本語版・中国語版の両方のサイトに掲載していたが、今後は、日本のネットメディア等を通じ配信してきた対中ODAに関するコラム記事を、中国語に翻訳し、中国語版として配信することを準備中。

日中協力による第三国支援 -ドナー国としての中国との協力の検討-

提言	中国は、アフリカ諸国を中心とする途上国への援助を1960年代より行っている。90年代後半からは援助額を倍増するなど、その活動は活発化している。中国は、現在(2008年3月)までのところOECDに加盟していないが、その急速な経済成長、技術力の発展にかんがみると、日本もドナーとしての中国との対話及び協力の可能性を検討する必要がある。中国政府は、アジア・アフリカ諸国関係者に対する研修協力も実施しており、その中には、日中友好環境保全センター、日中友好病院といった日本からの協力の成果を利用したものもある。こうしたことから、日本の協力によってできた拠点を活用して日中協力による第三国支援を行うことも検討の余地があると考えられる。
フォローアップ	中国の対外援助が国際的な行動基準に従い、透明性を持った形で行われるよう働きかけるとともに、対外援助に関する経験の共有を行うため、第三国援助に関する日中対話やアフリカに関する日中韓政策協議を実施した。また、2007年11月から第三国援助問題に対する局長級対話を開催しており、引き続き実務レベルで対話を継続すべく、調整を進めている。

モンゴル国別評価

国別援助計画 -優先順位を付けた案件形成-

提言	首都の都市環境のように、分野・セクターの視点では効果的な改善が難しい課題も多い。例えば、ウランバートル市のインフラや環境の問題については、ウランバートル都市計画マスタープランの改定に沿って、都市計画全体の中で考えていく必要がある。
フォローアップ	開発調査「ウランバートル市都市計画マスタープラン」最終報告書においては、環境分野を含む都市開発に関わる包括的なセクターにおける現状分析、今後、取り組むべき課題等を横断的に整理している。また、同調査においては、分野横断的に短中長期的に取組が必要な都市開発プログラムを策定しており、優先度また緊急性の高い課題を抽出している。今後完成予定の都市計画マスタープランにおける先方のニーズ等を踏まえて、優先度、必要性の高い案件に対する支援を検討していく。

国別援助計画 -重点分野-

提言	モンゴルでは、市場経済化が一定の進捗を見ており、そのための法律・制度も整いつつある。しかし課題は、制度や法律の運用面にある。モンゴル社会の健全な発展のためには、市場経済を運営する公的セクターの能力強化を図りつつ、公的セクターの不正をチェックする市民社会の意識の向上が不可欠である。公的セクターではこれまでの協力分野である税務、法整備等に絞って、今後も支援を継続していくことが望ましい。
フォローアップ	・公的セクターへの協力としては国税庁を対象に引き続き人材育成に主眼を置いて事業を実施していくが、これまでの10年間の協力の成果を受け、モンゴル側の自立発展を促進しつつ、必要な投入を行う。現在は2008年から3年間にわたり国別研修「国税庁検査官のキャパシティ・ビルディング」を実施中。 ・モンゴル政府は、政府行動計画(2008年-2012年)において法・司法制度及び関連機関の機能強化が優先課題の1つと明記している。日本は2008年1月の第13回海外経済協力会議をもとに策定された対モンゴル方針「今後法曹人材の育成や法制度が機能的に運用されるための継続的な支援(調停制度の導入、法律制定に際する既存の法律との整合性を統一的にチェックする機能・組織の整備への協力等を含む)」について検討する」を踏まえ、案件形成を行い、本年度から調停制度の普及により紛争解決手段を多様化することを目的とした技術協力プロジェクトを開始したところである。
提言	モンゴル政府とドナーは民間セクター開発に力を入れ始めている。民間セクター開発の一環として、モンゴルの貴重な財産である鉱物資源の適切な開発は、今後の同国の経済の発展、民生の向上にとって欠かせない。鉱物資源からの財源を安定的に確保して貧富の差の拡大を防ぎ、また不適切な資源開発による環境の悪化も食い止めなければならない。そのために日本は、資源開発に関する政策アドバイザーの受入れを引き続き働きかけていくとともに、他のドナーとも協調して、モンゴルの将来につながるような地下資源開発政策が策定・実施されるよう、モンゴル政府を促していくことが望ましい。
フォローアップ	鉱物資源はモンゴル経済の牽引役であり、資源の適切な開発及び資源収入の適切な活用はモンゴル経済にとって重要な課題である。日本は2007年から日本・モンゴル官民合同協議会を立ち上げて鉱物資源分野(及び貿易投資分野)で協議を重ねており、最近の動きとしてはウランの開発に関する両国政府関係当局間の協力覚書に署名が行われた。鉱物資源開発分野における支援については、モンゴル側の日本に対する期待も高く、また、日本の民間企業の進出にも資すると思われるため、今後は、鉱物資源開発分野での技術支援や人材育成など、ODAとしてできる範囲で効果的な支援を検討する。一方で、昨今の経済危機を通じて鉱物資源に依存したモンゴルの経済体制の脆弱性が再認識されている。豊富な鉱物資源の有効な開発を促進するとともに、産業の多様化を図り、より安定した民間セクターの発展を促すための法律・制度整備や人材育成を行う。

実施プロセス -案件選択の際の受入れ体制確認-

提言	「援助計画」の実施の観点としては、ニーズ調査や事前段階において、モンゴル側の受入れ体制、カウンターパート配置の可能性、案件の持続可能性を十二分に検討することが重要である。
フォローアップ	・要望調査の段階では、案件の重要性のみならず、日本の協力の方法を相手側にしっかり説明を行い、相手側の受入れ体制も考慮したうえで、案件形成を行っているが、引き続き、ニーズ調査や案件選定の段階で可能な限り確認するよう努力する。 ・採択後の詳細計画策定調査時には実施体制についても必ず確認し、持続可能性の観点からも検討を行い、プロジェクトデザインを行っている。 ・モンゴル側の維持管理能力体制を十分踏まえた上で案件実施を検討している。

実施プロセス -専門家・シニア・ボランティア(SV)・青年海外協力隊(JOCV)の派遣、研修員受入れの重視-

提言	モンゴル側の受入れ態勢に制約がある中で、スキームに関しては、今後も専門家・SV・JOCVの派遣、研修員の受入れなどの割合を増やし、日本の協力の中に位置付けていくことが望まれる。ハードの運用において、日本の技術の強みが生かせるようなSVによるマネジメント支援は特に有効である。
フォローアップ	個別専門家、SV及びJOCVの派遣については、可能な限り協力プログラムの中で位置付けていくとともに、有償資金協力、無償資金協力及び技術協力との連携についても引き続き検討する。 具体的には、協力隊事業については、協力プログラムを踏まえた要請開拓に努めるとともに、多くの技術協力プロジェクト案件(草の根技術協力含む)や帰国研修員等の活動において、積極的にJOCV/SVとの連携を行っている。個別専門家については、今後は特に有償資金協力案件「新ウランバートル国際空港建設事業」との関連において、カウンターパート機関の強化に資する専門家の派遣等を検討していく予定である。

チュニジア国別評価

国別援助計画 -ODAの位置付けの明確化と活用-

提言	チュニジアは、中東の国、アフリカの国、そして地中海の国という3つの顔を持つ国であり、これら周辺地域との関係を強化するための拠点としての役割が期待できる。したがって、ODAは、日本と同国との関係強化に加えて、日本とチュニジア周辺地域との関係強化やこれら地域の安定に向けた両国のより高い次元の提携に資するように実施されることが望ましい。
フォローアップ	チュニジアは自身も「新興経済国」と位置付けており、単なる被援助国としてではなく、中長期的に戦略的パートナーシップを構築する意義がある国として位置付ける。基礎的な技術水準を獲得しつつある同国に対しては、特に、日本が強みを持つ技術・技能・ノウハウの移転・活用という観点を重視した支援を行っていく。チュニジアの2007年～2011年の第11次5カ年開発計画をも踏まえつつ、①産業のレベルアップ、②環境、③格差是正、④三角協力の4分野を重点分野として実施していく。また、4つの分野に加えて、分野横断的な課題として人材育成及びガバナンス強化について支援を強化していく。

三角技術協力計画 -三角協力の戦略化と実施-

提言	チュニジアを日本と中東、アフリカ地域との関係強化のための重要拠点として位置付けた場合、三角協力は有効な手段となる。チュニジア自身、日本との協力を強く望んでいる。開発経験を積んだ人材が豊富であり、その経験を周辺地域の開発に生かしていくことが求められる。日本としては、チュニジアを重要な地域援助推進のパートナーとして位置付け、10年以上を見据えて、援助国に成長することを促すための協力を行うことが期待される。チュニジアは仏語・アラビア語圏にあり、かつ、英語教育も進んでいることから、これらの言語を母語とする地域への協力に強みを有する。同国とのパートナーシップを地球規模の課題解決のために活用することも重要である。
フォローアップ	・チュニジア側は、1999年の「日本・チュニジア三角技術協力計画」合意以降、500人強に対する南南協力による研修員受入を実施し、更なる日本とのパートナーシップ拡大に向けて積極的な姿勢を示している。これまでの実績を踏まえ、「日本・チュニジア三角技術協力計画」の今後の南南協力促進に向けて検討を加えていく。特に、TICAD IVにてコミットされたアフリカ向け支援倍増への側面支援を果たすべく、チュニジア側のリソースと仏語圏サブサハラ・アフリカ諸国の協力ニーズのマッチングを図る。 ・リプロダクティブ・ヘルスにおけるチュニジアとの三角協力においては、日本の専門家がチュニジア大統領表彰を受ける等、高い成果を上げている。

残された課題への対応 -格差是正-

提言	チュニジアは1人当たりのGNIで見れば既に2,970ドルの水準に達しているが、国全体を俯瞰すると、地域間や所得層間でまだ大きな経済格差が残っている。このような格差は、放置すれば情勢不安定化の要因にもなりうるものである。このため、貧困層、社会的弱者に対する配慮を援助に盛り込むことが、チュニジアの安定的な経済発展に必要である。
フォローアップ	チュニジアは、高い成長を持続し経済全体の底上げを実現してきたが、失業率が14.2%（2008年）と高水準であることを踏まえれば、チュニジアの貧困層、障害者等に対する支援は、格差是正の観点から、あるいは、若年失業者をテロリストの勧誘から守るという意味における対テロ対策として、重要な意義を持つものと考えられる。このため、2007年度、2008年度で南部を中心に、障害者訓練施設、地域住民センター、幼稚園、病院等に対し、施設の建設、機材の供与、移動用バスの供与等の支援を6件実施した。

残された課題への対応 -民主化・人権-

提言	日本は、民主化、人権といった価値をODA理念として掲げており、対チュニジアODAの実施に当たっては、チュニジアの人権状況・民主化状況の改善にも十分な配慮を行う必要がある。日本政府として、引き続きチュニジア政府との対話を重視し、同国政府の開発政策に即した援助の実施に努める一方で、他ドナーとも協調しつつ民主主義・人権状況の改善を促すような工夫を援助の中に取り入れていく必要がある。
フォローアップ	・ODA大綱の援助実施の原則を踏まえ、チュニジアの人権状況、民主化状況の改善に配慮しつつ、チュニジア政府及び他ドナーとの対話を行い、適切なODAを実施していく。 ・また、障害者・貧困層に対する支援を引き続き実施していくことにより、社会的弱者の生活状況の改善に配慮した援助を行っていく一方、日本はフランスに次ぐ第二位の対チュニジア援助国であることも踏まえ、国際場裡における日本の立場への支援を求めていく。

日本・チュニジア間の連携強化 -相互理解促進-

提言	チュニジア側から、日本の支援決定にかかる事前審査に「時間がかかりすぎる」という指摘があることについては、質の高い援助を確保するために必要な手続きであることをチュニジア側に理解してもらう努力が必要である。また、入札手続きや審査、コンサルタント選定に係るプロセスに関する問題点の指摘については、要望に対して即座に変更することが必ずしも容易ではなかったり、そもそも変更が望ましいかどうか慎重に検討する必要がある点も多く存在する。このような指摘点については、プロセスの改善が可能であるか日本政府内部で検討を行うのと並行して、チュニジア側の理解を促すための努力を行うことが必要である。
フォローアップ	新JICAとなり、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3援助手法に共通の調査プロセスである「協力準備調査」が導入され、一元的な調査の実施を通じて、より迅速かつ効率的な案件形成の実施に努めている。また有償資金協力勘定を活用した円借款関連調査の積極的な実施等により、円借款の迅速化を図っている。日本側の手続きに時間を要する点に関しては、質の高い援助を確保するために必要な手続きであることをチュニジア側に理解してもらうよう努めている。

ニカラグア国別評価

対ニカラグア援助政策 -新しいニーズへの対応-

提言	国別援助計画策定(2002年)以降のニカラグアにおける社会・経済の根本的な構造変化等により、同援助計画の重点分野には含まれていない新たな課題への対応が求められている。エネルギー、環境、治安分野である。
フォローアップ	国別援助計画改定案では、新たな課題を反映させるべく、環境保全・防災、民主化・ガバナンス等の分野への支援を実施するよう検討がなされている。
提言	深刻なエネルギー不足に見舞われていることから電力部門は政府の関心が高く、それゆえに介入の可能性も高い分野とみなされている。日本の政府開発援助がかかる部門に用いられるべきかは慎重な検討が必要であるが、今後、対ニカラグア国別援助計画を策定する際には、日本から同部門への支援が全く不可能とはならないよう配慮するべきである。
フォローアップ	国別援助計画改定案においては、環境保全・防災に関する協力も念頭にクリーンなエネルギーの利用促進等気候変動分野における取組の支援の実施を行うべく作業が進められている。 ニカラグアにおける電力事情は若干の改善はみられるものの依然として電力不足は続いている。国内発電量のほとんどが石油等の火力発電で輸入燃料に依存しているため、こうした状況を改善するべく、代替エネルギー等に関わる案件形成を進めていく(例えば、太陽光発電装置計画、コミュニティーレベルでの小規模電力供給システム等)。
提言	水質汚染、廃棄物処理といった環境問題の重要性も高まっている。この新しいニーズへの対応の準備ができ、他のドナーとの適切な分業が図られる場合には、水質汚染対策、廃棄物処理に代表される環境問題に対する日本の支援の可能性を残しておくべきであろう。
フォローアップ	国別援助計画の策定においては水質管理、廃棄物の適切な処理についての支援も考慮しつつ検討が進められており、現在でも草の根・人間の安全保障無償資金協力により、ゴミ収集車整備、水道システム改善等に関わる協力を実施している。また、ノンプロジェクト無償資金協力見返り資金を用いて、水質汚染、環境問題等の案件を優先的に実施するよう、先方政府に働きかけるとともに優良案件の発掘に努めている。

グッド・プラクティス -ODAタスクフォースの創意を活かす-

提言	ニカラグアにおいて非常に特徴的なのが草の根・人間の安全保障無償の実施・運営方法である。細かな工夫が施されている。提案者を対象とした説明会を頻繁に開催しているほか、独自の選考チェックポイント表に基づき、審査を行っている。
フォローアップ	草の根・人間の安全保障無償について、評価の中で指摘されているような事項を引き続き実施し、厳格な審査を継続中。昨年の統一市長選挙の結果、プロジェクトが政権交替のため頓挫しないよう、該当案件についてはモニタリングの強化など、現場チェックに細心の注意を払っている。

ODA全体(非アフリカ低所得国への援助)

-プレゼンスを維持するためにも援助協調を:まずは情報収集・提供から-

提言	非アフリカ低所得国においては、今後援助額が減少する可能性も念頭に置いて、援助協調の輪の中に入り、より積極的に情報収集や情報提供を進める必要がある。まずは、受動的なセクター・ワイド・アプローチへの参加から、「将来の積極的な援助協調」を見据えた情報収集のための参加へと視点を切り替えるだけでも、他のドナーと協力してできる活動の可能性の範囲が違ってくるものと、期待したい。
フォローアップ	バイ協議及び「援助国のリーダー・グループ(キンテット)」の一員として累次にわたり、在外公館に対し援助協調を積極的に推進するよう働きかけてきている。また、これを実施するためのドナー・テーブル、セクター・テーブルには必ず出席し、援助に関する情報収集の場として、及び日本の援助方針のメッセージ発信の場として利用してきているところ、今後も引き続きこのような活動を継続していきたい。